

○府中市都市再生協議会設置条例

平成28年 3 月15日 条例第 4 号

改正

平成31年 3 月19日 条例第 4 号

令和 5 年12月19日 条例第35号

府中市都市再生協議会設置条例

(設置)

第 1 条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第 1 項に規定する立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、同法第117条第 1 項の規定により、府中市都市再生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、都市再生特別措置法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 立地適正化計画の作成及び変更に関する事項
- (2) その他市長が立地適正化計画を実施するため必要と認める事項

(組織)

第 4 条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共交通に関する事業者
- (3) 関係団体の代表者又はその指定する者
- (4) 都市計画、福祉、商工業等に関する専門的知識又は学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、その職に基づいて委嘱した委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- (会議の公開)

第7条 会議の公開については、府中市情報公開条例（平成11年府中市条例第16号）第24条の規定によるものとする。

(意見聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設部において処理する。

(報酬等)

第10条 委員の報酬等は、府中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年府中市条例第30号）により支給する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日後最初に招集される会議及び第5条第1項の規定により会長が互選される前に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(委員の任期の特例)

- 3 第4条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後最初に市長が委嘱した委員（以下「当初の委員」という。）の任期の終期は、平成30年5月31日とする。
- 4 当初の委員の任期の終期までに、当初の委員に追加して市長が委員を委嘱したときは、当該委

員の任期の終期は、前項に定める日とする。

附 則（平成31年 3 月19日条例第 4 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年12月19日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成28年11月15日規則第34号

府中市都市再生協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市都市再生協議会設置条例（平成28年府中市条例第4号。以下「条例」という。）第11条の規定により府中市都市再生協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、開会の日の少なくとも7日前までに委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(代理出席)

第4条 条例第4条第2項第2号、第5号及び第6号に規定する委員は、その委員の属する機関の職員を代理人として会議に出席させることができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議を公開する場合において、議長は傍聴人の数の制限その他必要な措置を講ずることができる。

(議事録)

第6条 議長は、庶務を行う者に対し議事録を調製させ、会議の次第を記録させなければならない。

2 前項の議事録には、議長が指名する委員2人が署名しなければならない。

3 議事録は、原則として公開するものとする。ただし、議事録の内容が府中市情報公開条例（平成11年府中市条例第16号）第7条各号に掲げる非公開情報を含む場合は、議事録の全部又は一部を公開しないことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月15日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。